



# 年金豆知識

～年金が「3階建て」って、  
ご存知でしたか？～

福利課 年金担当

# もくじ

1. 公的年金制度の概要
2. 年金は「3階建て」!
3. 年金を受け取るために
4. おわりに



# 1. 公的年金制度の概要



# 1. 公的年金制度の概要

「年金」というと、「**ある一定の年齢に達したときに支給されるもの**」というイメージがありますが、実はそれだけではありません。

次の**3つの給付事由**によって、年金は支給されます。



# 1. 公的年金制度の概要

## 〈3つの給付事由〉

### 老齢給付

一定の年齢（**支給開始年齢**）に達したときに支給。

### 障害給付

**病気やけが**により、一定の障害状態になったときに支給。

### 遺族給付

**組合員または年金受給者が死亡**したとき、その遺族に支給。

# 1. 公的年金制度の概要

## 〈3つの給付事由〉

**老齢**給付

**障害**給付

**遺族**給付

公的年金制度は、**老齢**、**障害**、ご家族の**死亡**による経済的損失を補うことで、国民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

# 1. 公的年金制度の概要

## 〈3つの給付事由〉

老齢給付

障害給付

遺族給付

障害給付・遺族給付は、若い方でも受給することができる年金です。

# 1. 公的年金制度の概要

老齢給付

障害給付

遺族給付

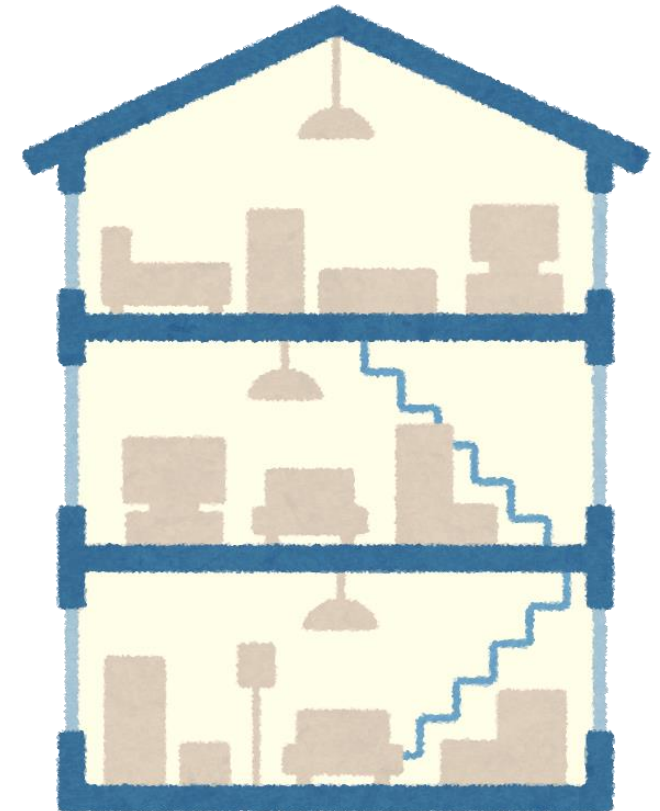
それぞれの給付事由について、どのような年金を受けられるかは、これまで加入してきた年金制度や加入した期間、障害状態、亡くなった方との関係などによってさまざまです（**受給要件**）。

# 1. 公的年金制度の概要

それでは、具体的に**どんな給付を受けることができるのか**見ていきましょう。



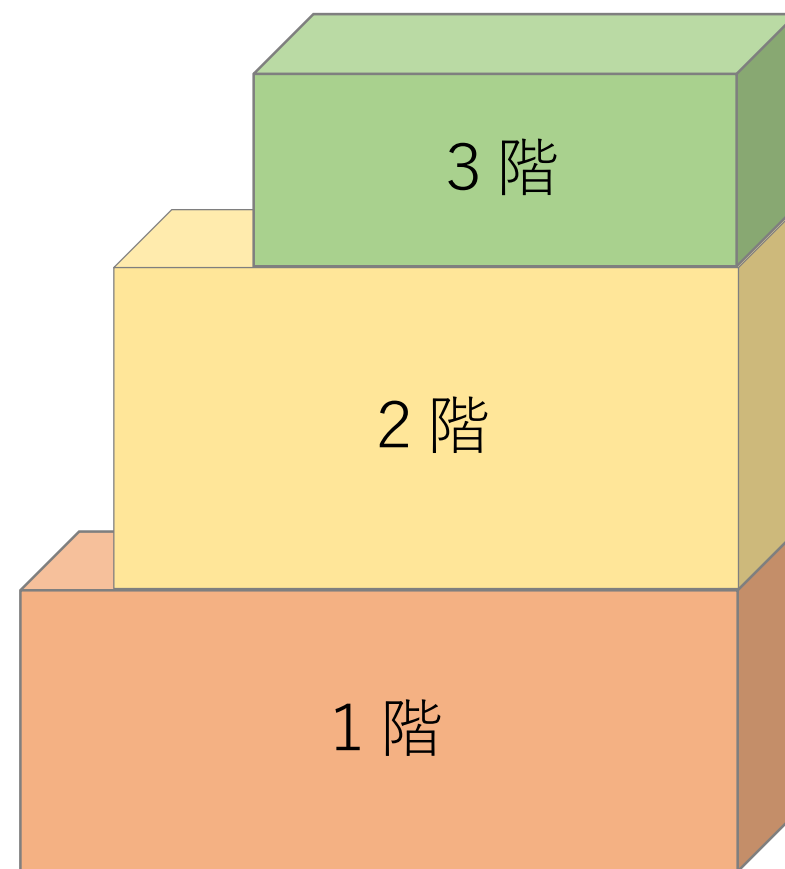
## 2. 公務員の年金は 「3階建て」!



## 2. 公務員の年金は「3階建て」!

公務員の年金の仕組みは、  
**3階建ての建物**に見立てて  
説明されます。

- 3階 … 年金払い退職給付  
経過的職域加算額
- 2階 … 厚生年金
- 1階 … 国民年金（基礎年金）



## 2. 公務員の年金は「3階建て」！

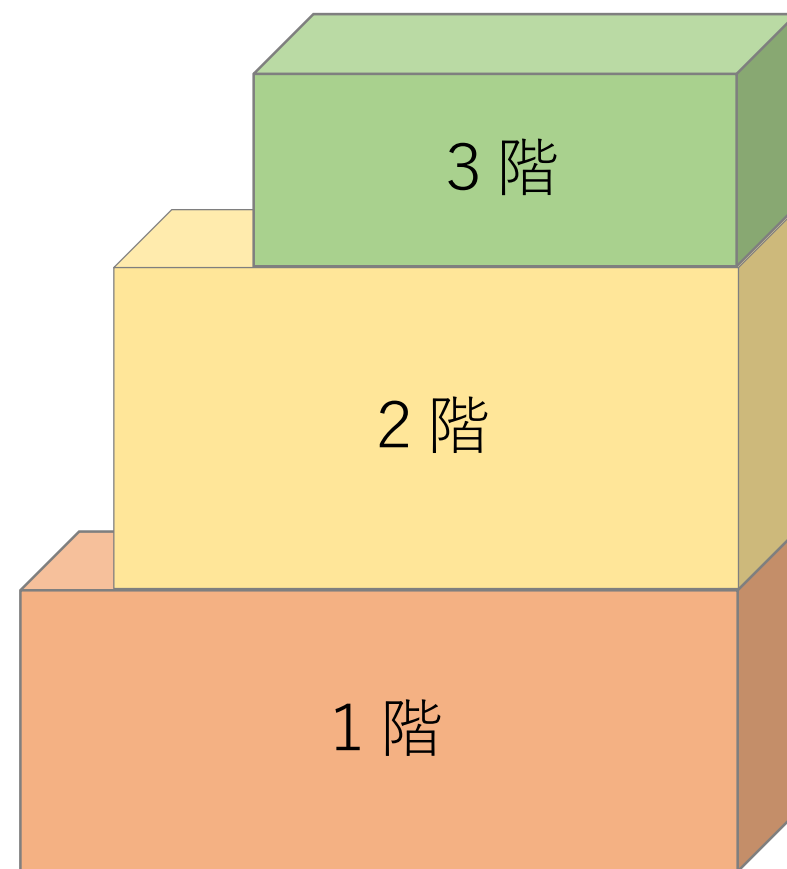
老齢・障害・遺族給付すべてが3階建てになっています。

| 年金制度 \ 給付事由 |                         | 老 齢                          | 障 害                                | 遺 族               |
|-------------|-------------------------|------------------------------|------------------------------------|-------------------|
| 3階          | 年金払い退職給付<br>(H27.10.1～) | 退職年金<br>(有期・終身)<br>※65歳～、退職後 | 公務障害年金                             | 公務遺族年金            |
|             | 経過的職域加算額<br>(～H27.9.30) | 退職共済年金                       | 障害共済年金<br>※給付事由発生日が<br>H27.9.30より前 | 遺族共済年金            |
| 2階          | 厚生年金                    | 老齢厚生年金                       | 障害厚生年金                             | 遺族厚生年金            |
| 1階          | 国民年金                    | 老齢基礎年金<br>※65歳～              | 障害基礎年金<br>※障害等級1～2級                | 遺族基礎年金<br>※子がいる場合 |

## 2. 公務員の年金は「3階建て」！

では、**1階部分**から順に、  
それぞれの階の**老齢給付**に  
ついて見ていきましょう。

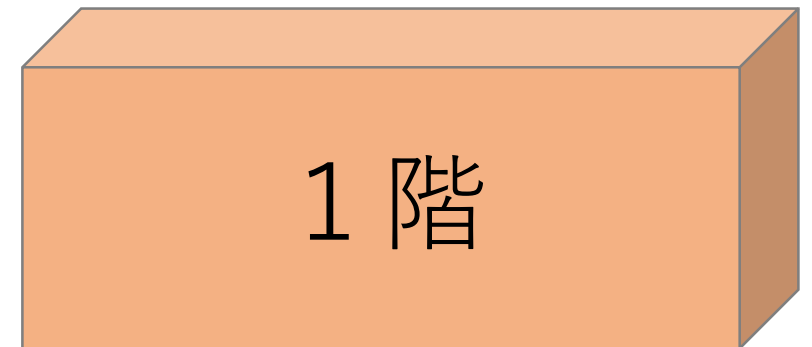
障害給付・遺族給付については、  
福利のしおり（令和5年度版）を  
ご参照ください。



## 2. 公務員の年金は「3階建て」!

### (1) 1階部分

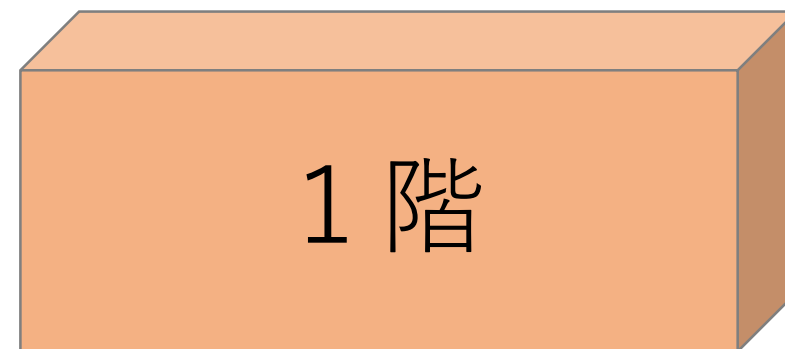
# 国民年金



## 2. (1) 1階部分(国民年金)

1階部分である**国民年金**は、20歳の誕生月から60歳の誕生月の前月※まで、**国民全員**が加入を義務付けられています。 ※1日生まれはひと月ずつ前

年金の「土台」となる部分で、「**基礎年金**」として支給されます。



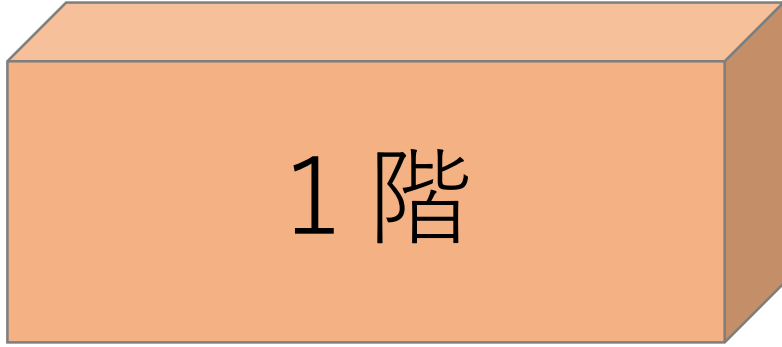
## 2.(1) 1階部分(国民年金)

### 老齢基礎年金

の受給要件

※一部抜粋

- **65歳**で受給権発生。
- 公的年金の加入期間が**10年以上**あること。

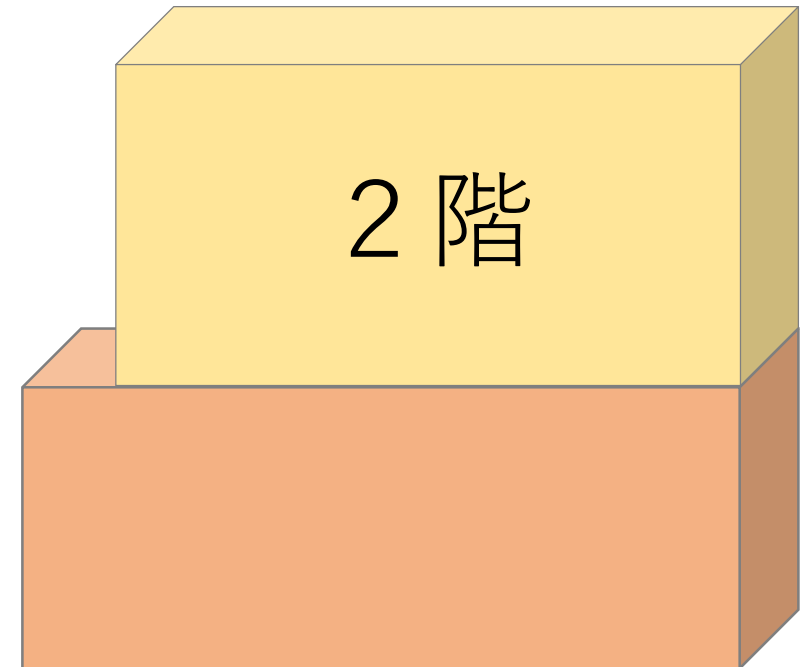


1 階

## 2. 公務員の年金は「3階建て」!

### (2) 2階部分

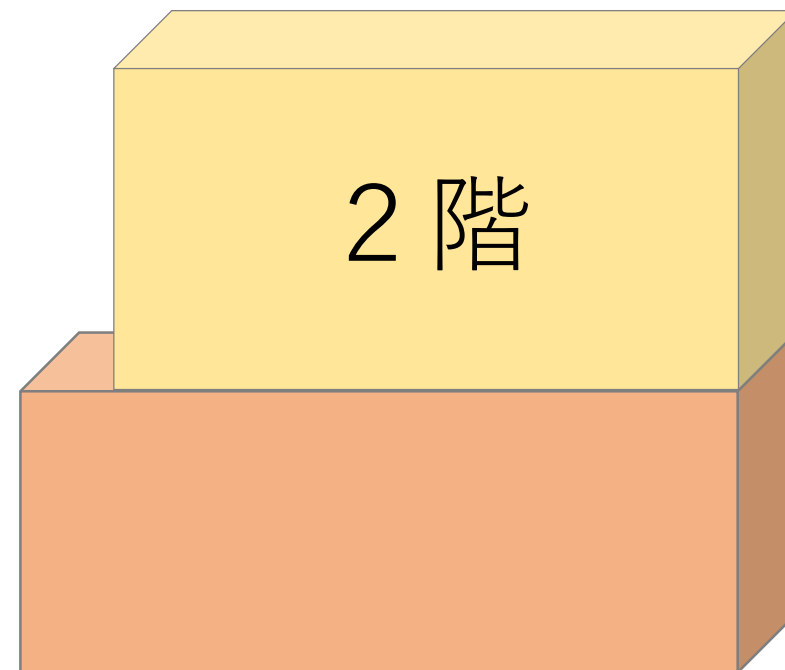
# 厚生年金



## 2. (2) 2階部分(厚生年金)

2階部分である**厚生年金**は、**サラリーマン・公務員**等、お勤めされている方が加入しています。

**一般組合員** → **公立学校共済組合**  
**短期組合員** → **日本年金機構**  
の厚生年金に加入しています。



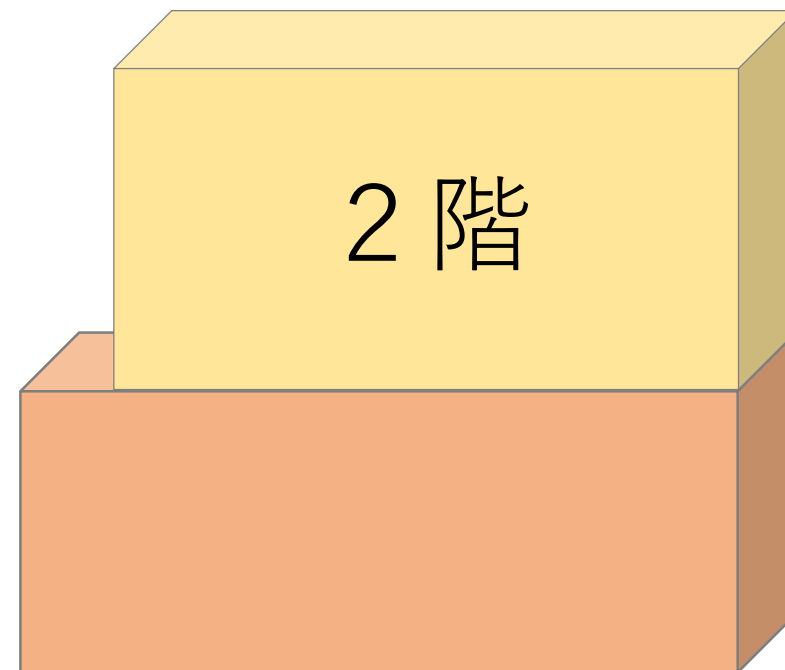
## 2.(2) 2階部分(厚生年金)

### 老齢厚生年金

の受給要件

※一部抜粋

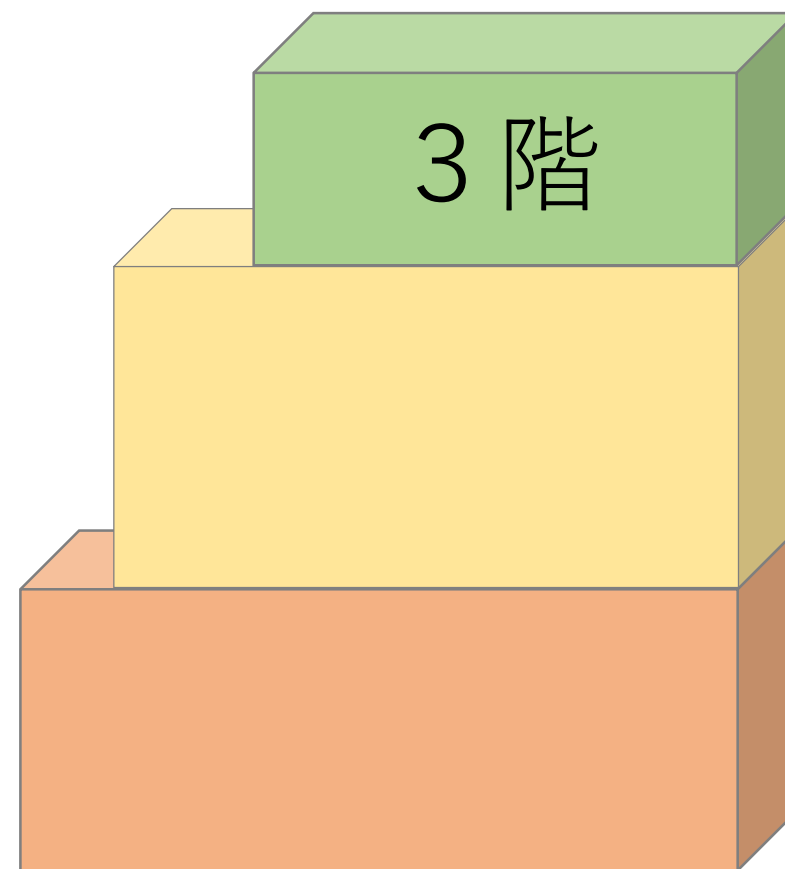
- **65歳**で受給権発生。
- 公的年金の加入期間が**10年以上**かつ**厚生年金の加入期間が1月以上**あること。



## 2. 公務員の年金は「3階建て」!

### (3) 3階部分

**経過の職域加算額  
年金払い退職給付**

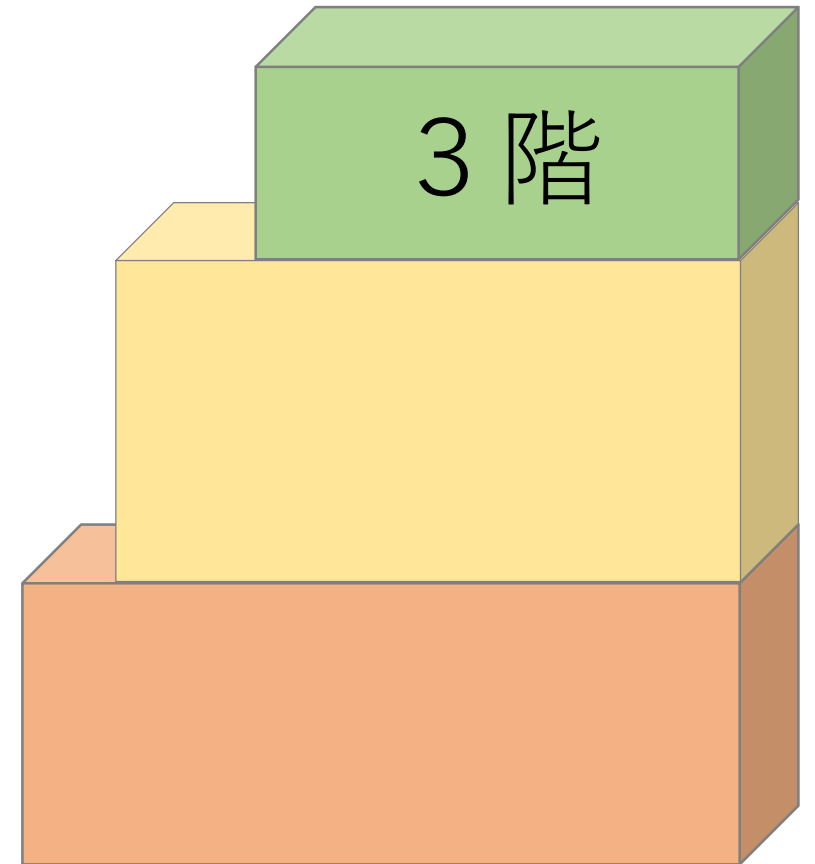


## 2. (3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

3階部分は、**公務員の職務の特殊性**を考慮し、特別に支給されます。

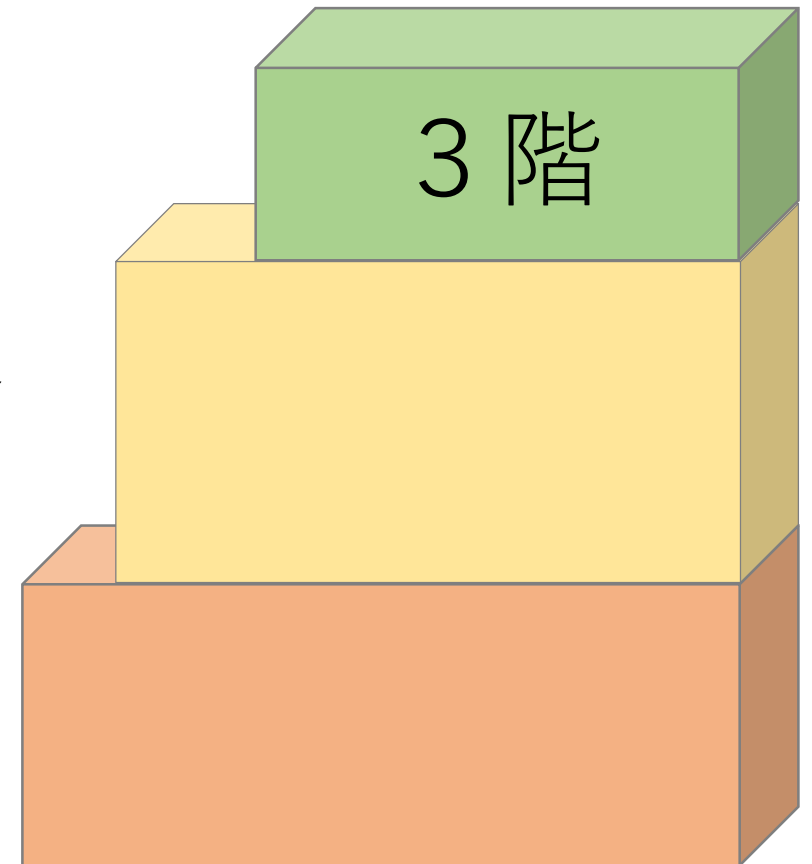
※**短期組合員**の方は現在加入していません

加入していた期間によって、次の**2種類**の給付を受けることができます。



## 2.(3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

- 平成27年9月以前に組合員期間がある場合  
→ **経過的職域加算額** が支給されます
- 平成27年10月以降に組合員期間がある場合  
(短期組合員期間は除く)  
→ **年金払い退職給付** が支給されます



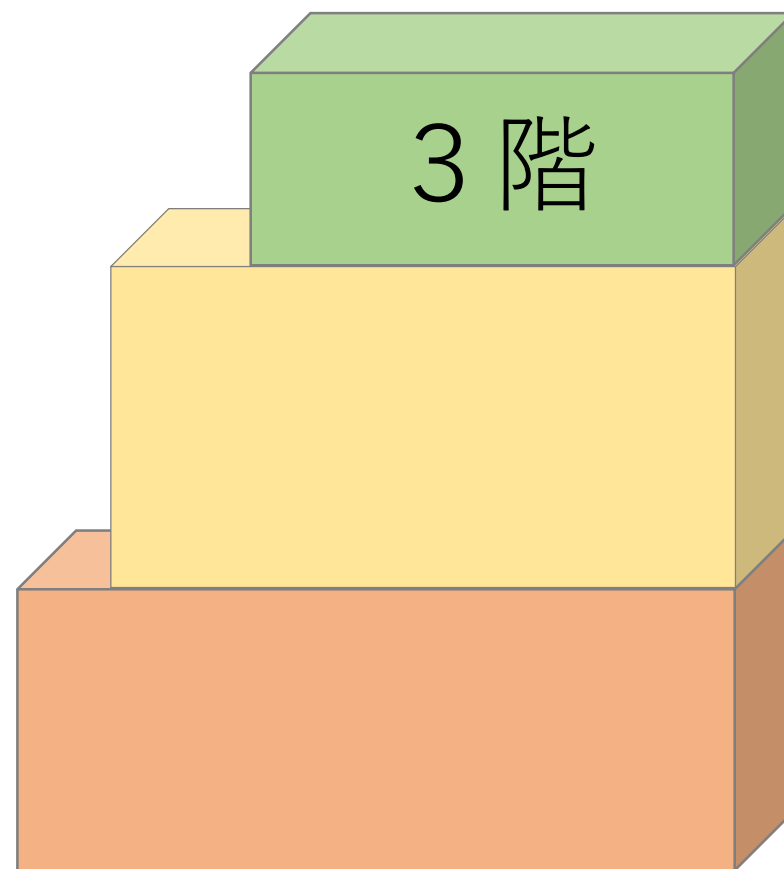
## 2. (3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

### 退職共済年金

の受給要件

※一部抜粋

- **65歳**で受給権発生。
- **平成27年9月以前に1年以上**  
引き続く組合員期間があること。



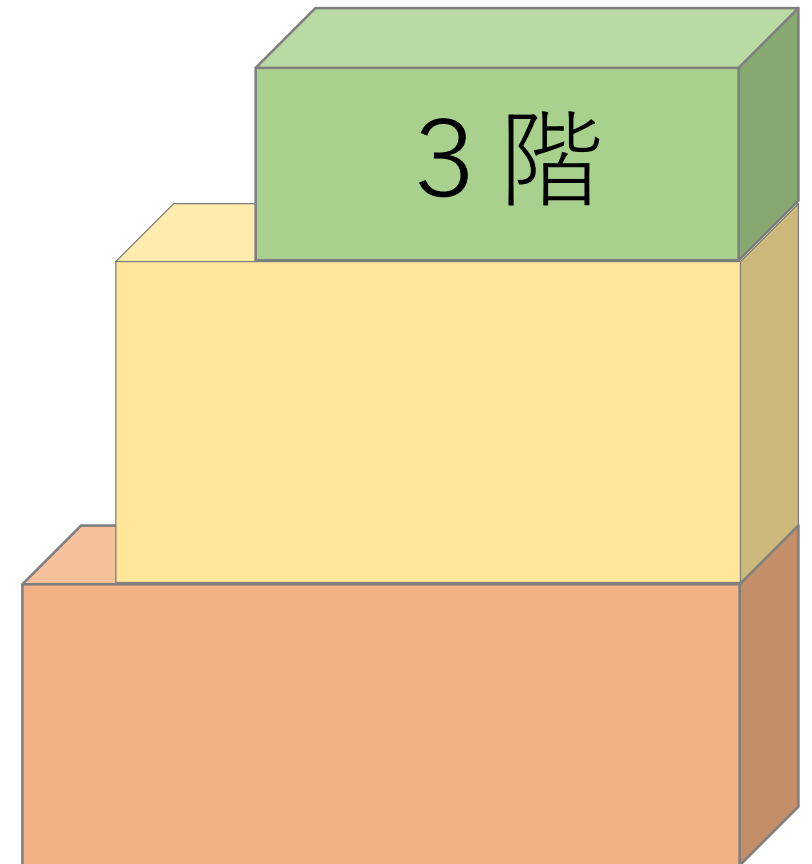
## 2. (3) 3階部分(経過職域加算額・年金払い退職給付)

### 退職年金

の受給要件

※一部抜粋

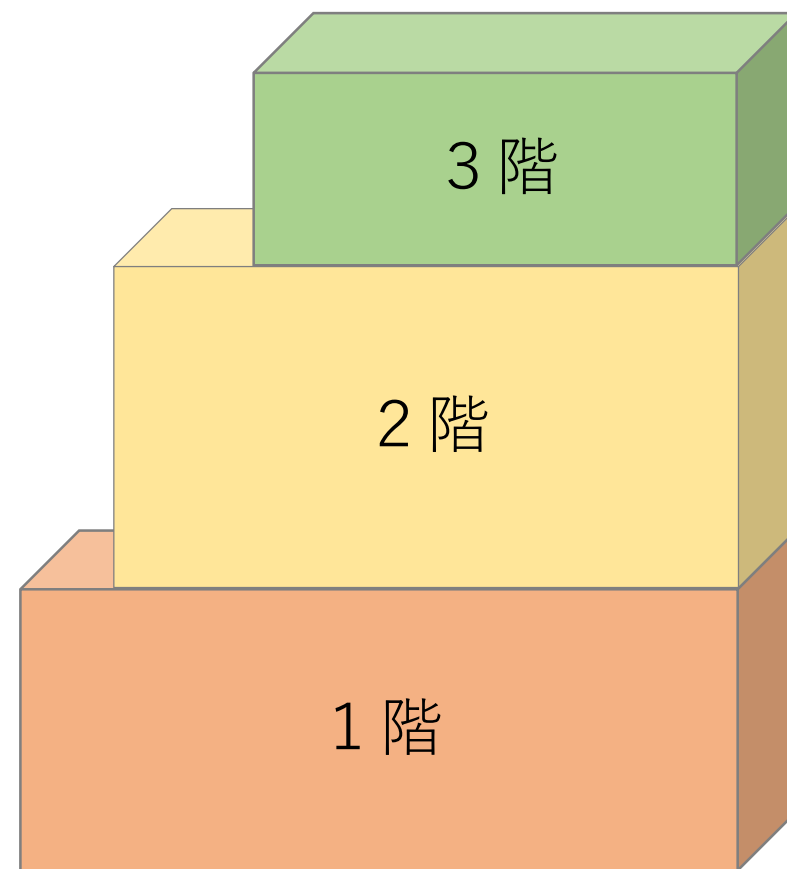
- **65歳**で受給権発生。
- **平成27年10月以降に1年以上**  
引き続く組合員期間があること。



## 2. 公務員の年金は「3階建て」!

(4) まとめ

「3階建て」の年金



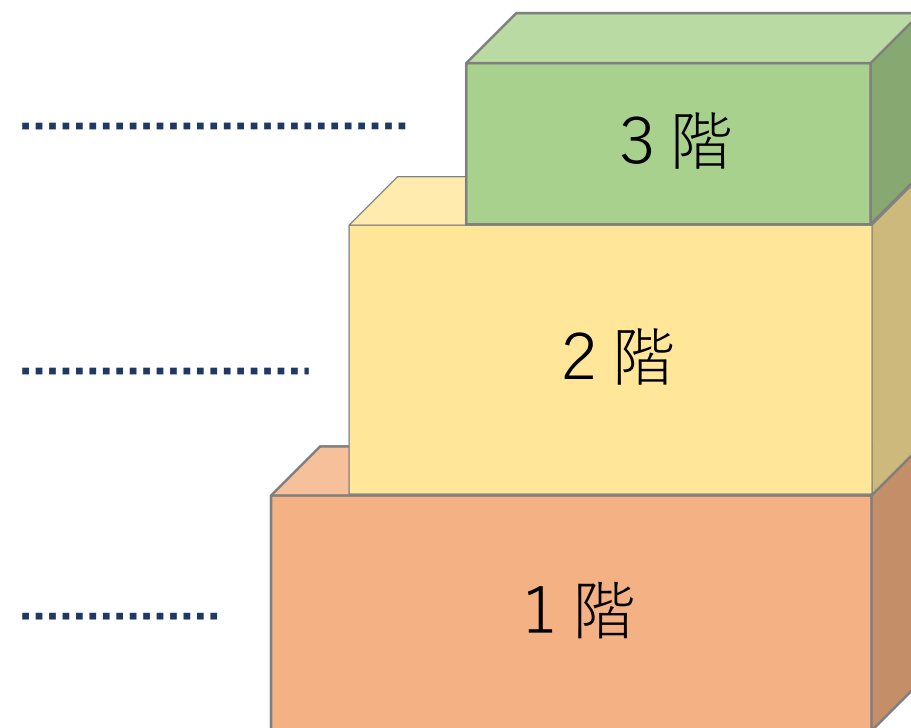
## 2.(4) まとめ

公務員の年金が、以下の通り **3 階建て**になっていることについて、説明してきました。

経過的職域加算額  
年金払い退職給付

厚生年金

国民年金（基礎年金）



## 2.(4) まとめ

**老齢給付**では、受給要件に該当する場合、以下**4種類**の年金を受けることができます。

退職共済年金

退職年金

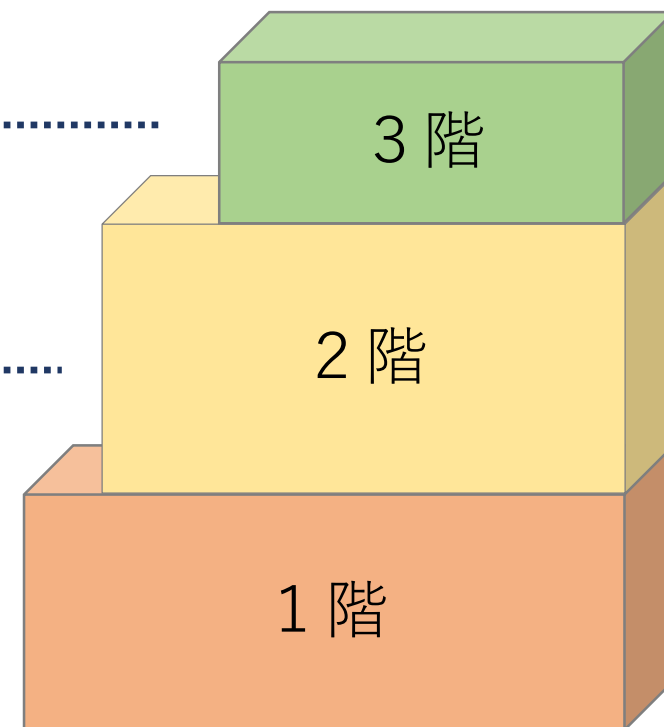
老齢厚生年金

老齢基礎年金

3 階

2 階

1 階



# 3. 年金を受け取るために



### 3. 年金を受け取るために

**必ず、請求手続きが必要です！**

年金は、自動で支払われるものではありません。支給事由に該当した場合は、忘れずにお手続きをしてください。

**手続きをしないまま5年を経過すると、年金の受給権が消滅します。**



### 3. 年金を受け取るために

## 受給要件は、年金ごとに異なります

年金は、それぞれに受給するための要件が設けられています。**要件に該当しない場合は請求できません**ので、ご注意ください。

今回紹介できなかった要件についての詳細は、福利のしおり（令和5年度版）をご覧ください。



## 4. おわりに



## 4. おわりに

年金豆知識、いかがでしたか？

最後に、本日ご紹介した、

3つの **ポイント** を

おさらいしていきましょう！



## 4. おわりに

### ポイント その1

年金には、**老齢・障害・遺族**の3つの支給事由があり、それぞれ**受給要件**を満たしている場合に支給される！



## 4. おわりに

### ポイント その2

公務員の年金は、**3階建て**になっていて、それぞれに**老齢・障害・遺族給付**がある！



## 4. おわりに

### ポイント その3

年金は、**請求して**初めて支給される！何も手続きをしないまま**5年**を経過すると、**受給権が消滅**してしまうため要注意！



## 4. おわりに

### 参考資料

#### 福利のしおり（令和5年度版）

- 老齢給付 P.123～133
- 障害給付 P.134～137
- 遺族給付 P.137～140



## 4. おわりに

**最後までご覧いただき  
ありがとうございました！**



**福利課 年金担当**